

呉駅周辺地域総合開発に関する懇談会 開催要領 (案)

1 検討事項

- (1) 呉駅周辺地域の目指すべき姿や将来像に関する助言，提言等
- (2) 具体化に向けた手法等に関する助言，提言等
- (3) その他関係事項に関する助言，提言等

2 座長等

(1) 座長及び副座長

座長は委員の互選により定め，副座長は座長の指名により定める。

(2) オブザーバー

懇談会の会議にオブザーバーの出席を要請することができる。

3 庶務

呉市企画部

4 謝金等

委員等（オブザーバーを含む。以下同じ。）が会議に出席した場合，呉市は，謝金及び費用弁償を支払うことができる。

5 会議内容の公表等

(1) 会議資料

会議終了の都度，原則として公表

（呉市情報公開条例に定める非公開情報を除く。）

(2) 会議の内容

- ・ 会議終了の都度，その概要を記者向けブリーフィング
- ・ 議事の概要・骨子を取りまとめた議事録を作成し，会議終了の都度，原則として公表

(3) 守秘事項

各委員等は，本懇談会で知り得た情報のうち，会議における個別の発言者及び発言の詳細，民間企業等において調査検討段階の情報等，公表を前提としない情報については，公表することを差し控えるものとする。

6 スケジュール

期間は当面 1 年間程度とし，2～3 か月に 1 回程度，会議を開催（参考：資料 3）